平成２５年（フ）第３０９号
奈良県橿原市古川町353番地の22　レオパレス坊城105、前住所奈良県香芝市磯壁２丁目1108番地１　シャトー吉村502号
債務者　中工業こと　中　　計文
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
奈良県大和高田市大字市場675番地２　岡崎住宅、前住所奈良県大和高田市土庫２丁目11番46号
債務者　瀬川　清隆
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
奈良県吉野郡東吉野村大字小584番地
債務者　川本　清次
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
奈良県北葛城郡王寺町本町２丁目１番11―102号、前住所奈良県御所市大字小林377番地の３
債務者　西元　貴彦
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
奈良県御所市大字古瀬179番地の５
債務者　大平　貞子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２０５７号
住民票上の前住所釧路市昭和北１丁目６番９号　ＴハウスＢ
債務者　大場　亮子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３１号
北海道北斗市七重浜７丁目９番29号
債務者　川上　富江
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３７９号
函館市上湯川町59番２号
債務者　堀内　道子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３９３号
函館市桔梗２丁目24番18号
債務者　鈴木　悠太
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
函館市美原３丁目17番25号
債務者　齊藤　正美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６３号
埼玉県東松山市大字石橋533番地２
債務者　河野　美樹
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１９号
奈良県橿原市内膳町４丁目５番16号
債務者　佛光　徳茂
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
奈良県大和高田市日之出町16番33―304号　コスモ大和高田
債務者　土井貴司子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地２―304
債務者　鴻上　信吾
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
和歌山県新宮市谷王子町１番地の１ケイエフハイツ202号室
債務者　菅　　拓巳
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第４７号
長崎県雲仙市吾妻町布江名840番地第２、前住所長崎県雲仙市愛野町乙487番地１
債務者　ワーズこと　脇山　郁之
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
長崎県雲仙市小浜町富津987番地
債務者　田中さつき
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係